



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2016年10月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付

皆さんマイナンバーカードはお持ちでしょうか？そして、マイナンバーカードを利用してコンビニで住民票や印鑑登録証明等の各種証明書を取得できるのを御存知でしょうか？今回は便利なマイナンバーカードを利用したコンビニ交付をご紹介します。

このコンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して市区町村が発行する各種証明書をコンビニ店舗等に設置されているキオスク端末と呼ばれるマルチコピー機で取得できるサービスです。

最大の特徴は毎日 6:30 から 23:00 まで利用できることで、市区町村窓口が開いていない時間や土日祝日でも各種証明書が発行できることです。

さらに、最寄りのコンビニで取得できるので市役所等に出向く手間も省けます。キオスク端末の操作も案内に従って操作すれば良いので簡単です。

2016年9月時点では三重県でコンビニ交付が利用できるのは鈴鹿市、名張市、いなべ市、伊賀市の4市ですが今後拡大が見込まれており将来的には全国どこでも証明書が発行できるようになります。

コンビニ交付についてさらに詳しく知りたい方は特設 web ページ <https://www.lg-waps.jp/01-00.html> を参照してください。

普段の営業活動において、特に個人事業主様は各種証明書が必要になる場面が多いと思われますので、マイナンバーカードをお持ちでない方はこれを機にカードの取得を検討してみてもはいかがでしょうか？

(新井 記)

